

晉書武帝紀に見えたる

部曲將・部曲督と質任

濱口重園

一序言

晉書卷三 武帝紀、泰始元年十二月乙亥の條に

詔曰、(略)龍部曲將長吏以下質任。

とあり、同紀咸寧五年夏四月の條に

大赦、降除部曲督以下質任。

とある。泰始元年十一月乙亥(西暦二百六十九年)と言へば、西

晉の武帝が魏の禪を受けた直後であり、咸寧五年四

月(西暦二百七十九年)は、武帝が征吳の大軍を起した數個月前のことである。

さて右の二詔令は、魏晉時代の制度、特に軍隊の事を研究せんとする場合、必ず言及しなければならぬ

ものであるが、古く胡三省が資治通鑑の注で、部曲

將・部曲督を官の將校と認めて以来、久しう此説が正しいものとされてゐた。⁽¹⁾ 然るに近人何士驥が部曲考を著して、部曲將・部曲督を——官の將校ではなく

——私人の有せる私兵の隊長格のもの、如く看做してからは、専らかうした説が行はれて、胡三省の説は殆ど顧みられなくなり、詔令全體の解釋の仕方も以前とは大いに違つて來たのであるが、果して新説が正しく舊説は誤つて居るであらうか。

註

1 淸朝の何焯（魏志卷三考證の條参照）や梁章鉢（三國志旁證卷四太和元年の條参照）などは、胡三省の説に従つてゐる様である。

2 國學論叢第一卷第一號。

二 部曲の語に就いて

何士驥の部曲考は、部曲並に部曲なる語の變遷を、秦漢隋唐に亘つて研究したものであり、武帝の詔令

のみを論じたものではないが、議論の都合上、次に部曲考の要旨を記して置かう。

漢代頃、軍隊編成上の用語として部・曲・屯なる語があつた。部は大隊、曲は中隊、屯は小隊と言つた所である。然るに何時とはなしに、部曲と連文にして兵士の義に用ひ、更に私人の私兵をも呼ぶに部曲の語を以つてするに至つた。下つて後漢末・三國時代になると、部曲の語は官兵より寧ろ私兵の方に多く用ひられ、遂には専ら私兵を意味する言葉の様になつた。一方、此頃から私兵則ち部曲は、家族を擧げて永代主家に隸屬し、事ある際には私兵として従ひ、事なき時には奴隸に等しい役使を受ける身となつた。之れに連れて彼等の社會的地位も次第に低下し、普通の民より一等賤しいものゝ如く看做され來たから、結局南北朝末から隋唐時代になると、部曲の語は賤民の一種を意味するものに變化した。

以上の何士驥の論文は、南北朝末から隋唐以後の

賤民の中に、部曲と呼ばれるものゝ存在する由來を説明した點に於いて、今ほ或程度の價値を有するものである。⁽¹⁾ 然し乍ら、部曲と云ふ語が、専ら私兵を意味する様になつて來たことを言ふに急であつた爲めであらうか、後漢末・三國・西晉時代の史料に見えた部曲の語をば、自説に餘り都合よく解釋し過ぎた嫌がある。否それ許りではない。部曲の二字が附いて居れば、總べて私兵關係のものであるとさへ考へ、例の武帝の詔令に見えた部曲將・部曲督の如きも、私兵と認めて少しだけ怪しまなかつたのであるが、かかる何氏の推測の正しからざることは、以下論證する所に依つて明かになるであらう。

文献の示す所に從へば、軍隊編成上の特種用語として部及び曲の文字を使ふことは、後漢の末葉より次第に實用から遠ざかつた様である。⁽²⁾ 而して後漢末・三國・西晉時代に於いては、部曲と連文にして隊伍の義、若しくは廣く部隊・軍隊・部下・兵士等の義に

用ゆる場合が最も多かつた。例へば後漢書卷四耿弇傳に

諸部曲者、各自按部陳兵。

傳に

遣弇與吳漢、擊富平獲索賊於平原、大破之、降者四萬餘人、因詔弇、進討張步、弇悉收集降卒、結部曲、置將吏。

とあり、同書卷十六度尚傳に

桓帝(中)擢尚爲荊州刺史、尚躬率部曲、與同勞逸。

とあり、同書卷十七郭躬傳に

永平中、奉車都尉竇固、出擊匈奴、騎都尉秦彭爲副、彭在別屯、而輒以法斬人、(略)帝曰、軍征、校尉一統於督、彭既無斧鉞、可得專殺人乎、躬對曰、(略)彭專軍別將、有異於此。

とあり、同書卷九蔡邕傳に

董卓賓客部曲、議欲尊卓、比太公、稱尚父。

とあり、魏武歩戰令の一節に

とあり、魏志卷三趙儼傳に

〔陳思王植〕乃上書曰、(略)臣初受封、策書曰、植受茲青社、封于東土、以屏翰皇家、爲魏藩輔、而所得兵百五十人、皆年在耳順、或不足以自救、況皆復羞矣、(略)若陛下聽臣悉還部曲、罷官屬、省監官、使解璽釋綏、追柏成子仲之業、營顏淵原憲之事、居子臧之廬、宅延陵之室、如此、雖進無成功、退有可守、身死之日、猶松喬也。

とあり、陳孔璋(曹操の臣僚)の「檄吳將校部曲」の中に、年月朔甲子、尚書令彧、告江東諸將校部曲及孫權前、目左爲右。

とあり、魏略の逸文に

宗親中外。

時被書、差千二百兵、往助漢中守、署(殷署)督送之、行者卒與室家別、皆有憂色。(略)署軍復前四十里、兵果叛亂、未知署吉凶、而儼、自隨步騎百五十人、皆與叛者同部曲、或婚姻、得此間各驚、被甲持兵、不復自安。

とあり、同書卷二衛覗傳に

覗書與荀彧曰、關中膏腴之地、頃遭荒亂、人民流

入荊州者、十萬餘家、聞本土安寧、皆企望思歸、而

歸者無以自業、諸將各競招懷、以爲部曲、郡縣貧

弱、不能與爭。

とあるが如くである。而して後漢末・三國・西晉時代

の文献には、これ以外に數多くの部曲の語を見出す

のであるが、其の十中八九まで隊伍若しくは軍隊・部隊・兵士等の義に解釋して不都合なく、當時部曲の語が如何なる意味に最も多く使はれてゐたか、之れに依つて十分判るであらう。

なほ部曲の語をかうした意味に用ゆるのは、官と

晉書武帝紀に見えたる部曲將・部曲督と實任

私を問はなかつたのである。前掲の諸文献の中、後漢書度尙傳や魏略「曹植の上書」などの部曲は、官の軍隊兵士を指した場合であり、魏武歩戰令や諸葛亮兵要のものも、其れに近い場合である。而して魏略の逸文(7)に

〔孟〕達、以延康元年、率部曲四千餘家、歸魏。

とあり、魏志卷二十六滿寵傳に

時郡内李朔等、各擁部曲、害于平民、太守使寵糾

焉。

とあり、同志卷八李典傳に

典宗族部曲三千餘家、居乘氏、自請願徙詣魏郡、

(略)遂徙部曲宗族萬三千餘口、居鄴、太祖嘉之。

とあるものは、私人の養へる私兵を指して部曲と言つた例である。之れを要するに、部曲なる語は官私双方に用ひられて居り、決して私の軍隊兵士のみに使はれるものではなかつた。

註

1 何士驥の論考は、梁啓超の中國文化史社會組織篇第六章階級

下に負ふ所が多い。

2 藝文類聚卷六十六產業部・田獵に「魏文帝校獵賦目、長鎧糺覽
飛旗拂天、部曲排列、什伍相連、時如叢林」とあるが如く、今
後も詩文などにとの意味で用ひられた場合はある。

3 通典卷一百四十九兵二法制附。

4 太平御覽卷三百三十一、斥候。

5 文選卷四十四、檄。

6 魏志卷十九、陳思王植傳「植復上疏、陳蕃舉之義曰」云々の條の
裴松之注。

7 魏志卷三、明帝太和元年十二月「新城太守孟達反、詔驃騎將軍
司馬宣王討之」の條の裴松之注。

三 部曲將と部曲督

少くとも後漢末・三國・西晉頃の部曲の語が、前節
で説くが如きものであつたとすれば、西晉の武帝の

詔令に見えた部曲將・部曲督を以つて、私兵の隊長格
のものと速断することは許されぬ筈である。

先づ部曲將から考察して行かう。魏志卷四齊王、嘉

平六年春二月の條に

詔曰、整・像(中)冒突白刀、輕身守信、不幸見獲、

遂南屯樊、討關羽、(中)仁(曹仁)使惠屯樊北十里、

とあり、同志卷十龐惠傳に

從平荊州、以仁行征南將軍、留屯江陵、拒吳將周瑜、瑜將數萬衆來攻、前鋒數千人、始至、仁登城望之、乃募取三百人、遣部曲將牛金、逆與挑戰。

とあり、同志四曹仁傳に

抗節彌厲、揚六軍之大勢、安城守之懼心、臨難不
顧、畢志傳命、(中)今追賜整・像(曹仁)（合肥新城の郡兵たり
し劉整と鄭儂との二人で）爵關中侯、各除士名、使子襲爵、如部曲將死
事科。

會天霖雨十餘日、漢水暴溢、(中) 惠與諸將、避水上隴、羽乘船攻之、(略) 惠被甲持弓、箭不虛發、將軍董衡、部曲將董超等欲降、恆皆收斬之。

とあり、晉書卷十四 陸雲傳に

拜吳王晏郎中令、(中) 時晏信任部將、使覆察諸官

錢帛、雲又陳曰、伏見令書、以部曲將李咸・馮南、

司馬吳定、給使徐泰等、覆核諸官市買錢帛簿、臣愚以云々。

とあり、同書卷十七 褚彌傳に

建興初、復爲豫州司馬、督司州軍事、太傅參軍王玄、代梁爲郡、時梁國部曲將耿奴、甚得人情而專勢。

とあるが如く、曹操が漸く大をなした頃より部曲將と云ふ名稱が現れて来る。案するに、部曲將とは元と部曲(部隊)の長とか將校とか云ふ一般普通の名詞であつたかも知れぬ。が然し前掲の嘉平六年二月の詔、並に咸熙元年八月の詔に徵すれば、遅くとも曹魏

時代には、部曲將と云ふ特定の官を置くに至つた、と見なければならぬ。否、次掲の文献は其の點を一層明確にしてくれる。許りでなく、部曲將の下に更に副部曲將・散部曲將をも設けてゐたことを示すであらう。

通典卷三十六 職官一「魏官置九品」の條に

第九品……副散部曲將……

とあり、同書卷三十七 職官二「晉官品」の條に

第八品……部曲將……

第九品……副散部曲將……

とある。さて魏の條には部曲將の名を逸してゐるが、實際は晉に同じく部曲將なる官が置かれ、官品も同様第八品であつたに違ひない。又、後漢末曹操時代から三國時代のものと推定される官印の中に「部曲將印」の外、「副部曲將」及び「散部曲將印章」なるものが存在し、晉の順陽郡の官吏多勢が集つて建立した碑文(殘缺)の中に、「副部曲將廣野將軍鄧周鈞宣代」なる官職氏名が見える。此等の事實に照合す

れば、右官品の條の副散部曲將とは、副部曲將と散部曲將との二官であることが疑ない。なほ斯うしたこ

とが判つて來れば、咸熙元年八月の詔(前掲魏志)に見えた散將とは散部曲將の省略であり、王起は功勞に依つて散部曲將より部曲將に拔擢されたことが明かになるであらう。

一方、部曲督なる名稱も魏略の逸文(も)

先是、使將軍郝昭、築陳倉城、會亮(諸葛亮)圍昭、

不能拔、昭字伯道、太原人、爲人雄壯、少入軍爲

部曲督、數有戰功、爲雜號將軍。

とあり、魏志卷四高貴鄉公甘露二年秋八月の條に

詔曰、(中)諸葛誕創造凶亂、主簿宣隆、部曲督秦
繁、秉節守義、臨事固爭、爲誕所殺、(中)其以隆繁
子、爲騎都尉。

とあり、晉書卷五趙王倫傳に

孫秀等、封皆大郡、並據兵權、(中)司隸從事游頽、

與殷渾有隙、渾誘頽奴晉興、僞告頽有異志、秀不

詳察、卽收頽及襄陽中正李邁、殺之、厚待晉興、以爲己部曲督。

とあるが如く、部曲將とほど同じ頃から文獻に現れる。而して魏晉兩朝に於いて部曲督なる官を制定し、かつ部曲督の下に副部曲督・散部曲督の官をも設けたことは、通典卷十六秩品「魏官置九品」の條に

第七品……部曲督 殿中中郎將校尉……

とあり、同書卷十三秩品「晉官品」の條に

第七品……部曲督 殿中……

第八品……副散督・司馬長史……

とあるに據つて明白である。因みに、三國時代と推定される官印の中に、「部曲督印」「副部曲督」及び「散督之印」なるものが存在するが、散督が散部曲督の省略であることは言ふまでもない。

以上論證する所に依つて、曹魏及び晉朝に於いて部曲將・副部曲將・散部曲將、及び部曲督・副部曲督・散部曲督などの官を設置してゐた事が闡明された。

而して部曲將等は、其の名稱、並に前掲の諸文獻に徵

して、一隊の將校であることが疑ない。思ふに討伐の爲め派遣される軍隊や、各地方の警備軍は申すに及ばず、或る程度以上兵士の屯せる所では、それべく部曲將等を置いて統率に任じたのであらう。又、部曲督等は、其の名稱から考へて一隊の督戰、糾察に任じたものと考へられるが、魏武歩戰令の一節に、

臨陣牙門將・騎督、明受都令、諸部曲都督將吏士各戰時、校督・部曲督、住陳後察凡違令畏懦者。

とあるものは、上の推定に大過なきと立證するであらう。なほ、本稿では詳述し得ないが、二國以後、牙門將・副牙門將・散牙門將などの官があり、魏晉兩朝

では、牙門將を第五品の官、副散牙門將を第七品の官と定めてゐた。而して諸史の傳へを結合するに、一軍を編成する場合には、大體、大將の下に牙門將若干を置き、牙門將の下に部曲將若干を置いていたらしい。從つて、部曲將・副部曲將・散部曲將等の將校としての

地位は、可成低いものであつた。

翻つて、部曲將・部曲督などの官を置いて居たからと言つて、三國西晉頃の文獻に見えた部曲將・部曲督を以つて、一切國家の軍官であると看做すことは危険であるかも知れぬ。何故となれば、私兵の間に於いても便宜上さうした名稱のものを置いて、部隊の統率に任じた場合が絶無であつたとは言へぬからである。然し乍ら、西晉の武帝の詔令に出て来る部曲將・部曲督の如きは、他に特別の理由のない限り、胡三省の様に官の軍隊の將校と認めるのが當然であつて、之れを私人の隊長格のものと看做すことの不當なるは言ふ迄もない。

註

1

後漢書卷八十陳敬王羨愍王寵傳の章懷太子注に引用された謝承後漢書の逸文に「袁術、使部曲將張闡、陽私行到陳之(駱)

後所」とあり、後漢書卷八十四楊震「奇」傳に「從獻帝西遷有功勤、及李儒督帝歸其營、奇與黃門侍郎鍾繇誘懲部曲將宋騰、楊昂、令反懲、偃由是孤弱」とあり、同書卷九十六王允傳に「卓部曲將李傕、郭汜等、先將兵在關東」とあり、同書卷一百一董卓傳

に「安西將軍楊定著、故車部曲將也。」とあり、魏志卷六董卓傳の裴松之注に引用された英雄記の逸文に「苗太后之同母兄先嫁朱氏之子、(何)漁部曲將吳匡、素怨苗云興與同心」とある。此等の文献に依れば、早く後漢の靈帝崩御の頃から、部曲將と云ふ名があつた様に見える。然し後漢書楊奇傳に「部曲將宋暉、楊昂」とあるものが、魏志卷六董卓傳では「催將楊奉、與催軍吏宋果」となつて居り、後漢書王允傳に「卓部曲將李傕郭汜」とあるものが、魏志董卓傳では「核尉李傕、郭汜」となつて居る。されば、上掲の諸文献に見えたる部曲將の多くは、後世の史家が、部隊の將校と言つた意味で、勝手に部曲將と云ふ語を用ひたものに過ぎぬかも知れぬ。

3 集古官印考證卷四及び卷十。

4 魏志卷三明帝大和二年十二月「諸葛亮、闢陳倉、曹真、遣將軍費曜等、拒之」の條の裴松之注。

5 築古官印考證卷十。

6 通典卷一百四十九、兵二法制附。

四 部曲將・部曲督と質任

何士驥の部曲考が發表されて以來、武帝の詔令を以てして「三國時代私兵の持主が私兵から質任を取る

曲督以上を指すと考へる。次に元年の詔に謂ふ所の長吏であるが、之れが果して胡三省の言ふ様に「長吏仕州郡者」であるか、それとも軍隊附きの文官であるかは、俄かに判定し能はぬ。又、質任に取る子弟をば全部京師に集めて置いたかどうかも、早急に断じ難い事情にある。なほ質任と云ふ言葉の原義は今問はないが、魏晉頃の質任の意味は何茲全の

質任就是中國從古以來的以子弟作質的「質」的制度、在魏晉時期因為對立的軍事集團的衆多、臣屬時常有脫離領袖而投降於敵方集團的危險、所以留聚其臣下子弟於領袖的住處的質任制度、特別普遍、無論公私那方面、國家官吏對於君主、將吏對於主將、部曲對於領主、凡舉是有臣屬關係的、君爲的保證這種關係的盡忠服從、都要以自己 的兒子拿去留君主或領主那裏、這被當作質的子弟便叫作質任。

右の解釋が要領を得てゐると思ふ。

さて何茲全も言つてゐる様に、後漢末・三國時代の如き禍亂の世に於いては、君主と臣僚、英雄と英雄、及び大小様々の勢力の間に於いて、忠誠・服従・通好等々の誠心を示す爲め、質任の遣り取りが極めて盛んに行はれのである。然し人の妻子乃至は近親者を（子を質任に取る場合が最も多く）質任に取ることは、飽くまで亂世の權法であつて、殊に國家が臣僚より質任を取ることは、獨り不愉快なる壓迫感を抱かせる許りでなく、君臣の間に信のない證據として寧ろ國家自身の體面に關することでもある。思ふに、武帝が受禪後、先づ部曲將・長吏以下の質任を廢除したのは、新王朝の成立に當つて恩信を示さうとしたのであり、更に伐吳の大軍を起す數個月前に至り、部曲督以下に對しても質任を解除せしめたのは、之れに依つて却つて士氣を鼓舞すると共に、國家の信義を中外に顯示する爲めであつたと考へられる。

武帝が部曲將・部曲督等から質任を罷めたことは

判つたが、其れ以上の高級の將校や軍將はどうであつたらうか。晉書卷七成帝紀、咸和五年春正月癸亥の條に

詔除諸將任子。

とある。この詔令を以前武帝の出した詔令に照し合せて見ると、泰始元年に下級將校たる部曲將(第八)副散部曲將(共に第9品)の質任を罷め、ついで咸寧五年に、部曲督(第七品)副散部曲督(共に第8品)から質任を罷めたけれども、やゝ大なる部隊の長である牙門將(第五品)や一軍の將帥格の者からは、依然として質任を徵してゐたのであり、其れが漸く罷めになつたのは東晉の咸和五年であつたと見てよろしくはあるまい。否、咸和五年の詔はどう解釋す可きであらうと、牙門將乃至は一軍の將帥から質任を徵しなかつた筈はないのである。

あつて、唯其れを罷めた時期が問題となるだけであらうと思ふ。なほ普通の兵士に就いて言へば、曹操及び曹魏・西晉の中央軍では、所屬の兵士及び其の家

族を兵戸として一般の民とは別扱ひにし、兵戸に對しては父死子代、兄死弟代の永代の兵役義務を負はせてゐた。同様のことは、地方設置の軍隊でも、其の程度は不明であるが——見られ、吳に於いても行はれた形跡がある。而してこの兵戸の設定と云ふことは當時の特種事情から起つたものであり、兵員の補充を容易ならしめる手段であつたと共に、彼等の逃亡や叛亂を防止すると云ふ重大な目的を有したもので、其の状態は恰も家族を質に取つてゐるのと同じものがあつた。以上は既に別の論文で詳論した所であるが、魏晉時代に軍隊の將校以上から質任を取つてゐた事實に併せ考へて、甚だ興味深いものがあると言はねばならぬ。

註

1 何茲金氏「質任解」、食貨第一卷第八期。

2 濱口「後漢末・曹操時代に於ける兵民の分離に就いて」、東方學報東京第十一冊の一。